



石岡市狭あい道路整備事業



狭あい道路に接する土地で建築する場合、道路の中心から2m後退する必要があります。石岡市では、この後退用地の受け入れを行っています。

※狭あい道路・・・幅員が1.8m以上4m未満の道で、建築基準法第42条第2項の規定により道路とみなされるもの（私道は除く）

1 補助の対象及び注意点

- ① 市道と敷地の境界が明確になっていること
- ② 建築基準法に規定する建築等の確認に適合する敷地であること（建築確認済証の交付を受けていること）
- ③ 交付申請者が所有権を有しているものであること
- ④ 所有権以外の権利が設定されていないこと（権利が抹消されることが確実なときを除く）
- ⑤ 後退用地と道路の高低差が同じで、かつ、平坦であること（高低差がある場合は、土留め等の設置をお願いします）
- ⑥ 後退用地内に工作物がないこと（電柱・外灯・柵等がある場合は移設または撤去をお願いします）
- ⑥ 撤去する既存塀等が、後退用地内にあるものであること
- ⑦ 都市計画法第29条に定める開発行為（規模が1000㎡未満を除く）に該当しないこと
- ⑧ 市に後退用地を売却または寄附できること
- ⑨ 申請年度内に事業を完了できること



2 補助金額

【分筆測量補助】・・・後退用地の分筆測量に要する費用に2分の1
かつ

限度額 20万円

【既存塀等の撤去補助】・・・市が算定する基準により算出

【後退用地の買取り】・・・ (固定資産評価額の3分の2の価格) × 買取面積

※すみ切り用地の受け入れや寄附の受付もしております。



土地の状況に応じて後退用地の受け入れ条件が異なりますので、事前にご相談ください。

分筆測量補助や既存塀等の撤去補助については、着手前の申請となりますので、ご注意ください。

【お問い合わせ先】

石岡市役所 都市建設部 建築住宅指導課

住所：茨城県石岡市石岡1-1-1

電話：0299-23-5526（直通）

FAX：0299-22-6070